

上陸を特別に許可された事例及び上陸を特別に許可されなかった事例について

上陸を特別に許可するか否かの判断について、透明性と予見可能性を確保するため、令和5年中に上陸を特別に許可された事例及び上陸を特別に許可されなかった事例を、類型別に分類の上、次のとおり公表します。

なお、本公表事例は、上陸の条件に適合しない外国人のうち、上陸拒否事由に該当する者で、配偶者が日本人又は正規に在留する外国人である事例から選出しています。

● 上陸特別許可及び上陸拒否の特例について

我が国に外国人が上陸しようとするとき、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第7条第1項に規定する上陸のための条件に適合しているかどうか審査されます。審査の結果、外国人が当該条件に適合していないと認定された場合は、本邦からの退去を命じられることとなります。

- 1 入管法第12条に規定する上陸特別許可とは、入管法上の上陸のための条件に適合しない者に対して、上陸を特別に許可することができる法務大臣の裁量的な処分です。上陸特別許可の許否については、個々の事案ごとに、諸般の事情を総合的に考慮した上で判断することとなります。例えば、入管法第5条第1項に規定する上陸拒否事由に該当する者から上陸申請がなされた場合、上陸を希望する理由（入国目的）、該当する上陸拒否事由の内容、上陸拒否事由が発生してから経過した期間、我が国に居住する家族の状況やその生活状況、内外の諸情勢などを勘案し、総合的に判断しています。
- 2 一定の類型の上陸拒否事由に該当する者であっても、法務大臣が再入国の許可を与えた場合その他の法務省令で定める場合において、相当と認めるときは、当該事由のみによっては上陸を拒否しないこととすることができます（入管法第5条の2）。

例えば、上陸拒否事由に該当する外国人が在留資格認定証明書の交付申請を行った場合、上記1と同様の観点により、審査が行われることとなりますが、審査の結果として同証明書が交付され、在外公館において有効な査証を取得した場合は、当該外国人が我が国の出入国港で上陸申請を行った際に、当該上陸拒否事由に該当すること以外に、上陸の条件に適合しないものがなければ、上陸特別許可の手続を経ずに上陸を認められることとなります。

○ 上陸拒否事由

上陸拒否事由とは、入管法第5条に規定される事由で、外国人が当該事由のいずれかに該当する場合は、上陸拒否の対象となります。各主権国家が、その国家にとって好ましくない外国人の入国を禁じ又は適当と認める条件を具備する外国人のみの入国を許可する権限を有することは国際法上確立した原則であり、我が国でも、公衆衛生、公の秩序、国内の治安等が害されるおそれがあると認める外国人について、上陸拒否事由に該当する場合は上陸を拒否することとしています。

○ 上陸拒否期間

過去に不法残留等を理由に退去強制された者や出国命令を受けて出国した者は、一定期間、我が国に上陸することはできません。上陸拒否期間は下記のとおりです。

- ① 退去強制された者で、その退去の日前に退去強制されたり、出国命令を受けて出国したことがないものの上陸拒否期間は、退去強制された日から5年
- ② 退去強制された者で、その退去の日前に退去強制されたり、出国命令を受けて出国したことがあるものの上陸拒否期間は、退去強制された日から10年
- ③ 出国命令により出国した場合の上陸拒否期間は、出国した日から1年
- ④ 日本国又は日本国以外の法令に違反して1年以上の懲役又は禁錮等に処せられた場合等の上陸拒否期間は無期限

【令和5年】

(1) 配偶者が日本人の場合

○ 上陸を特別に許可（入管法5条の2）された事例

	上陸拒否事由	上陸拒否期間	退去強制からの経過年月	婚姻期間	夫婦間の子	刑事処分等	許可内容	特記事項
1	退去強制（不法残留）	5年拒否	約1年6月	約4年7月	無し	無し	在留資格：日本人の配偶者等 在留期間：1年	自らの負担により、自ら本邦を退去したものの。
2	退去強制（不法入国）	10年拒否	約3年8月	約8年7月	有り	無し	在留資格：日本人の配偶者等 在留期間：1年	直近の退去強制処分のほかに、退去強制歴1回を有するもの。
3	懲役刑等（1年以上）	長期拒否（無期限）	約4年8月	約6年3月	無し	入管法違反（不法入国）により、懲役2年6月、執行猶予4年の判決	在留資格：日本人の配偶者等 在留期間：1年	自らの負担により、自ら本邦を退去したものの。
4	懲役刑等（1年以上）	長期拒否（無期限）	約9年7月	約4年10月	無し	入管法違反（不法残留）及び風営法違反により、懲役2年6月、執行猶予4年の判決	在留資格：日本人の配偶者等 在留期間：1年	自らの負担により、自ら本邦を退去したものの。

○ 上陸を特別に許可されなかった事例

	上陸拒否事由	上陸拒否期間	退去強制からの経過年月	婚姻期間	夫婦間の子	刑事処分等	特記事項
1	退去強制（不法残留）	5年拒否	約10月	約1年7月	無し	無し	国費により送還されたもの。
2	退去強制（不退去）	10年拒否	約8年5月	約8月	無し	器物損壊等により、過去2回の起訴猶予処分	直近の退去強制処分のほかに、退去強制歴2回を有するもの。
3	懲役刑等（1年以上）	長期拒否（無期限）	約5年2月	約5年7月	有り	・窃盗及び入管法違反（不法残留）により、懲役6年、罰金50万円の判決 ・窃盗により、懲役4年の判決	自らの負担により、自ら本邦を退去したものの。
4	懲役刑等（1年以上）	長期拒否（無期限）	約10年8月	約27年6月	無し	あへん法違反及び関税法違反により、懲役3年6月の判決	直近の退去強制処分のほかに、退去強制歴1回を有するもの。

(2) 配偶者が正規に在留する外国人の場合

○ 上陸を特別に許可（入管法5条の2）された事例

	上陸拒否事由	上陸拒否期間	退去強制からの 経過年月	婚姻期間	夫婦間の子	刑事処分等	許可内容	特記事項
1	退去強制 (不法残留)	5年拒否	約1年10月	約5年11月	有り	無し	在留資格：永住者の配偶者等 在留期間：1年	自らの負担により、自ら本邦を退去したもの。
2	退去強制 (不法残留)	10年拒否	約2年10月	約1年1月	無し	無し	在留資格：永住者の配偶者等 在留期間：1年	直近の退去強制処分のほかに、退去強制歴1回を有するもの。
3	懲役刑等 (1年以上)	長期拒否 (無期限)	約15年	約5年3月	有り	道路交通法違反、自動車運転過失傷害及び入管法違反（不法残留）により、懲役2年6月、執行猶予5年の判決	在留資格：永住者の配偶者等 在留期間：1年	自らの負担により、自ら本邦を退去したもの。

○ 上陸を特別に許可されなかった事例

	上陸拒否事由	上陸拒否期間	退去強制からの 経過年月	婚姻期間	夫婦間の子	刑事処分等	特記事項
1	退去強制 (不法入国)	5年拒否	約4年5月	約10年2月	有り	無し	婚姻の信ぴょう性及び生計安定性に疑義があるもの。
2	退去強制 (特定の犯罪)	10年拒否	約4年2月	約12年6月	有り	傷害の罪により、懲役10月、執行猶予3年の判決	直近の退去強制処分のほかに、退去強制歴1回を有するもの。
3	懲役刑等 (1年以上)	長期拒否 (無期限)	約9年2月	約4年7月	無し	偽造有印公文書行使の罪及び入管法違反（不法残留）により、懲役3年の判決、執行猶予4年の判決	—